

(参考)

## 1. 沖縄島北部地域におけるジャワマングース防除実施計画について

### 防除実施計画策定経緯

平成17年6月1日：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)」(以下、「法」という)が施行された。

平成17年6月3日：同法に基づき特定外来生物であるマングースの防除について公示された。

平成18年4月6日：環境省が、同公示に基づき「沖縄島北部地域におけるジャワマングース防除実施計画」を策定した。

平成18年4月6日：沖縄県が、同法に基づく防除実施計画を策定し、環境大臣及び農林水産大臣の確認を受けた。

### 防除実施計画の目標

#### 環境省の防除実施計画の目標

ヤンバルクイナ、オキナワトゲネズミ等を捕食等することで、これらの沖縄島北部地域(国頭村、大宜味村及び東村)固有の希少野生動物の生存を脅かし、亜熱帯森林生態系に重大な影響をもたらしているジャワマングース(以下「マングース」という。)について、沖縄県と協力しながら10年後の当該地域からの完全排除及び当該地域へのマングースの再侵入防止を目標とします。

防除の実施にあたっては、沖縄県が実施するマングース防除事業との連携体制を構築するとともに、国及び県の事業の役割を明確にし、当該地域からのマングースの排除を効率的に実施します。

#### 沖縄県の防除実施計画の目標

沖縄島北部地域の在来種を捕食することで、ヤンバルクイナをはじめ沖縄島北部地域固有の希少野生生物の生存を脅かし、亜熱帯森林生態系に重大な影響をもたらしているジャワマングースについて、国と協力しながら当該地域からの完全排除及び当該地域へのマングースの再侵入防止を目標とします。

## 2. 平成17年度の環境省及びその他機関によるマングース捕獲数

### 平成17年度 機関別マングース捕獲数

	H17									H18			総計 (頭)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
環境省	41	59	9	0	0	1	92	23	0	0	0	2	227
沖縄県	0	0	6	41	51	66	86	90	76	68	84	73	641
北部ダム 事務所	0	12	5	5	13	10	10	10	13	8	2	0	88
合計	41	71	20	46	64	77	188	123	89	76	86	8	956

(沖縄総合事務局北部ダム事務所の捕獲数は、防除事業ではなく、調査捕獲の結果である)